

改正の概要

1 公衆浴場規則の一部改正

- (1) 循環ろ過装置を設ける場合の浴槽水の消毒に係る基準を見直す（別表関係）。
- (2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水に係る水質基準を見直す（別表関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（別表及び様式第1号関係）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

1(3)に伴う必要な経過措置を定める。